

【事故による損害賠償】

Q. 事故にあってしまいました。損害賠償請求はできますか？

スキーツアー中、A（13歳）とB（成人）がぶつかり、その衝撃でBがコース上に立っていたC（私）にぶつかってきました。

A Bは無傷でしたが、Cは後遺症はないものの、全治3週間の負傷をし、そのうち1週間は休業をしなければならず、不自由な生活を強いられました。

Cは、Bの連絡先は分からないため、Aに、怪我の為ツアーを途中離脱して帰宅する際の交通費、治療費、慰謝料等を請求したい。しかし、Aの母親（事故現場にはいなかった。）より「Cに衝突したのはBであるから、うちの息子は関係ない。Bに求償して欲しい。」と申し入れがありました。

A. AおよびBに対して全額の賠償が可能です。

（回答例）

1 本件のケースは共同不法行為というもので、加害者であるAとBが連帯して損害賠償債務を負担することになります。

そして、不法行為による損害賠償債務は不真正連帯債務と言いまして、通常の連帯債務とは若干異なり、時効等の点で通常の連帯債務よりも被害者の保護が強化されております（本件は時効が関係しているものではないので、あまり違いはないかと思いますが。）。

したがいまして、Aに対して、その全額の賠償を請求することができ、あとはAとBとの間での求償問題となります。

2 ところで、不法行為責任を追及するためには責任能力が必要とされ、責任能力は12歳程度であれば備わっているとみるのが通常です。したがいまして、本件ではAが13歳ということですので、Aには責任能力が備わっており、不法行為責任を負うということになります。しかし、このことは他方で、Aの親には法的責任がないということの意味します。したがいまして、法的にはAの親に対して損害賠償を請求することはできないということになります。もっとも、現実問題として、子どもに資力がない場合が通常ですから、請求の相手方はあくまでAとしていても、支払うのはAの親ということになると思います。

現実交渉したり、支払いを行うのはAの親であるとしても、債務を負っているのはAであるという点をお間違えにならないよう、一応の指摘をさせていただきました。

3 次に、請求の内容ですが、まず、事故によってツアーを継続することができなくなったことは損害であるといえます。したがって、ツアー代の無駄になった部分について賠償請求をすることができます（もっとも、途中解約などを行うことにより、ツアーを企画した会社等から返金がされている場合に、損害がないものと判断される可能性もあります。）。また、帰宅分の旅費については、本来負担する必要がなかったものですから、これは事故と相当因果関係がある損害といえ、賠償請求することができます。また、治療費については、実際に病院に払った金額だけでなく、病院までの通院費等の実費も請求することができます。

慰謝料ですが、傷害の場合の慰謝料は原則として、入通院期間を基礎として考えます。全治3週間ということですので、3週間の通院と考えて算定した場合、21万円程度の慰謝料を請求できるのではないかと考えます。

他に、1週間仕事を休んだということで、休業損害を請求することができる可能性がございます。休業損害とは、受傷したことによる現実の収入減のことをいいます（ただし、有給休暇を使用しても休業損害があるものとして計算することは可能です。）。

したがって、休業損害としてどのくらいの損害が生じているのかも計算してみるとよいだろうと考えます。

4 なお、Bが無傷であったことが分かったのはどのような経緯でしょうか。仮にAが知っているのだとすれば、連絡先を教えてもらい、損害賠償の請求をすることも考えてみるとよいと思います。AとBに対しては、どちらに対しても全額を請求することができますので、その方が回収の効率が上がる可能性があるからです（回収しすぎた部分は、不当利得としてAかBのどちらかに返還すれば足り、あとはAとBの間で求償等の処理をしてもらえばよいということになります。）。

5 上記回答は、限られた情報に基づく回答ですので、頂いたメールに現われていない事情を考慮した場合には、回答の内容も変わることがございますので、この点ご了承ください。